

西淀川区役所附設会館利用料金減免規程

（趣旨）

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、西淀川区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

（減免基準）

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- （1）別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるものため、区役所附設会館（以下「会館」という。）を使用するとき。
- （2）区役所の事務及び事業又は会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。
- 2 別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるものため会館を使用する場合は、利用料金の2割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を減額することができる。
- 3 第1項の別表1及び第2項の別表2における「その他区長が必要と認める団体」として減免の対象とするかどうか判断する必要がある場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、区長が必要と認めた場合に限り、免除又は減額することができる。

（減免手続）

第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申込書に添えて利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適當と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とするかどうかを決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月18日から施行する。

別表1(第2条関係)

	免除団体	使用目的
1	柏里地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
2	野里地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
3	歌島地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
4	香簾地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
5	竹島地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
6	佃地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
7	大和田地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
8	千舟地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
9	姫里地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
10	姫島地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
11	福地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
12	大野百島地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
13	川北地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
14	出来島地域活動協議会	市政・区政に寄与する公益的な行事 又は集会等
15	西淀川区選挙管理委員会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
16	「交通事故をなくす運動」西淀川区推進本部	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
17	大阪市コミュニティ協会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
18	西淀川区人権啓発推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
19	西淀川区生涯学習推進区民会議	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
20	西淀川区青少年育成推進会議	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
21	西淀川区地域振興会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
22	西淀川区社会福祉協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
23	西淀川区民生委員児童委員協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
24	西淀川地区保護司会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等
25	西淀川区更生保護女性会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な 行事又は集会等

26	西淀川区遺族会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
27	西淀川区母と子の共励会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
28	西淀川区老人クラブ連合会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
29	西淀川区身体障害者団体協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
30	大阪西淀ライオンズクラブ	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
31	西淀川区水防議員協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
32	西淀川区水防団	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
33	西淀川区体育厚生協会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
34	西淀川スポーツ推進委員協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
35	西淀川区PTA協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
36	西淀川区子ども会育成連絡協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
37	西淀川区青少年指導員連絡協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
38	西淀川区青少年福祉委員連絡協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
39	西淀川区青年団体連合会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
40	西淀川区地域女性団体協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
41	大阪市生涯学習推進員西淀川区連絡会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
42	西淀川工業協会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
43	西淀川区商店振興協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
44	西淀川区医師会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
45	西淀川区歯科医師会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
46	西淀川区薬剤師会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
47	西淀川防犯協会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
48	西淀川防火協力会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
49	西淀川区安全なまちづくり推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する公益的な行事又は集会等
50	その他特に区長が適当と認める団体	

別表2(第2条関係)

	減額団体	使用目的
1	別表1の免除対象団体(西淀川区内の各地域活動協議会・西淀川区選挙管理委員会・西淀川区地域振興会除く)	小学校下単位で本市が協力する必要がある行事又は集会等
2	西淀川区地域振興会	連合振興町会・振興町会で本市が協力する必要がある行事又は集会等
3	西淀川交通安全協会	本市が協力する必要がある行事又は集会等
4	西淀川納税協会	本市が協力する必要がある行事又は集会等
5	その他特に区長が適当と認める団体	

※上記の掲げる各種団体の行事又は集会で区が協力する必要があると認められるもの。